

第4回 岡山県最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和3年8月6日（金曜日） 午後1時30分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号

岡山第2合同庁舎 2階共用会議室C、D

3 出席者

公益代表委員 : 3人

労働者代表委員 : 3人

使用者代表委員 : 3人

4 審議事項

(1) 岡山県最低賃金額審議

5 議事要旨

(1) 岡山県最低賃金額について、事務局から他局の改定状況の説明をした後、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

前回と同じ29円を提示する。

中央最低賃金審議会で議論された目安額を軽視できないため据置きとする。

【使用者側の意見要旨】

前回と同じ5円を提示する。

最賃を引き上げることによって人件費が増えることで解雇とか廃業が出てくるとすれば本末転倒になりかねない。事業を継続していくためにも地域の賃上げ率0.5%を根拠として前回5円を提示しているため据置きとする。

また、答申文に中賃の目安のあり方、その設定根拠と目安のあり方について考えてもらいたいこと、中小企業への支援策を十分に行うことを記載してほしい。

(2) 部会長より労側に答申文への記載事項を説明し、了承を得た後、公益委員の協議により、「時間額862円（28円引上げ）」との公益委員見解が示され、これにより採決した結果、賛成が公益2名、労働者側3名、反対が使用者側3名の賛

成多数により提示額が決議された。

(3) 全会一致に至らなかったため、岡山県最低賃金の改正決定に関する報告書を本日開催する本審において報告することになった。

6 配付資料

- ・公益見解による「岡山県最低賃金改定」(写)
- ・岡山県最低賃金の改正決定に関する報告文(案)